

第一条(名称):

本会は川越ファイターズ及び川越ファイターズ不惑クラブ（以下本会と言う）と称する。

略称:(30歳代以下)ファイターズクラブ

略称:(不惑)ファイターズシニアクラブ

第二条(主旨):

本会はラグビーをこよなく愛し、ラグビーを通じて会員相互の友好と親睦を深めるとともに、ラグビーの普及発展に寄与することを目的とする。そして、老若男女を問わず幅広い年齢層を対象とし、地域に深く根ざした活動をモットーとして日々精進に励むこととする。

第三条(活動(事業)):

本会は前条の目的を達成するために以下の諸活動を行う。

1. 会員の親睦を図るための催し
2. 国内外のクラブチームとの交流及び各種大会への参加
3. 会員名簿の発行
4. ジュニアチームやスクール児童の育成・強化のための補助及び支援活動
5. その他、本会の目的達成のために必要と思われる諸活動

第四条(会員資格):

会員資格は原則として、ファイターズは16歳以上(高校生以上)、シニアは数え年40歳以上の、各々ラグビーを愛好する者で会費を納めたものに与える。

第五条(入会):

本会への入会は、会員の推薦や本人の自発的意思により、役員会の承認を得たものであること。

2 準会員としての入会については、別に定める。

第六条(資格の喪失):

会員は以下の事由が生じたときにその会員資格を喪失する。

1. 任意退会
2. 除名
3. 死亡
4. 正当な理由なくして会費を2年以上完納しない場合

第七条(休会):

会員から休会の申し出がある場合は、役員会の承認を必要とする。

第八条(役員):

本会の役員は以下の通りとする。

1. 会長1名
2. 副会長若干名

3. キャプテン...代表チーム1名、白パンツ1名、紺パンツ1名、赤パンツ1名、黄色パンツ以上1名とし、各々のキャプテンの中から全体キャプテンを設ける。また、必要に応じて各パンツに副キャプテンを置くことができる
 4. 主務...代表チーム1名、白パンツ1名、紺パンツ1名、赤パンツ1名、黄色パンツ以上1名とし、各々の主務の中から全体主務を設ける。また、必要に応じて各パンツに副務を置くことができる
 5. 会計1～2名
 6. 会計監査1名
 7. 広報1名
- 2 必要に応じてGM1名、顧問若干名を置くことができる。

第九条(役員の選出):

役員は以下の通り、総会において選出され、承認を得るものとする。

1. 各役員の選出は、原則、立候補にて行われるが、立候補者が定員を超える場合は無記名投票にて選出する。ただし、第1回目の投票で、各立候補者が過半数に満たない場合は、上位2名で決選投票を行う
2. 立候補者がいない役員ポストは、推薦にて行われるが、推薦がない場合は無記名投票を行い、上位1名を選出する。ただし、2名以上が同票の場合は、該当者の話し合いにて決めることとする
3. 総会の前年に入会または休会していた会員は、役員に立候補することができない

第十条(役員の役割):

各役員の役割は、以下の通りとする。

1. 会長は本会を代表し、会務を総括する
2. 副会長は会長を補佐し、必要に応じて会長を代行する
3. 全体キャプテンはチームを指揮・掌握し、チーム力の強化を図る
4. 代表及びパンツの色毎のキャプテンは、担当する年代の練習内容及び試合のメンバー・戦法を決定するとともに、各主務の協力を得ながら自らが担当するメンバーの要望を吸い上げ・対応し、副キャプテンはキャプテンを補佐する。また、チーム強化のためにコーチを任命することが出来る
5. 全体主務は各々の主務をまとめ、本会運営のためのスケジュール及び費用管理等を行う
6. 代表及びパンツの色毎の主務は、担当する年代の試合のスケジュール及び費用管理等を行い、副務は主務を補佐する
7. 会計は本会活動に関する費用の出納管理、予算立案及び決算を行う
8. 会計監査は本会の経理内容について必要な監査を行う
9. 広報はホームページの管理運営、会員およびホームページ利用者への広報活動を行う
10. GMは必要に応じて、本会運営全般について指導・監督を行う
11. 顧問は必要に応じて、本会全般についての意見やアドバイスを行う

第十一条(役員会):

会長は本会の運営にあたり、必要に応じて役員会を招集することができる。

2 役員会での審議事項および決定事項に関しては、広く会員に周知しなければならない。

第十二条(役員の任期):

役員の任期は、一期二年（西暦奇数年に始まり翌年までの二年間）とし、再任を妨げない。

第十三条(会費):

本会の会費は、以下の通りとする。

1. 30歳以上は一万二千元、20歳代は一万円（学生は五千元）
2. 入会が7月1日以降7月31日までの入会者については、六千元を徴収する
3. 8月1日以降の入会者については、協会登録費およびスポーツ保険費として五千元を徴収する
4. 10歳代は入会月に係わらず三千元とする

第十四条(慶弔見舞金):

本会会員が下記に該当する場合は慶弔見舞金または相当品を支給する。

1. 会員の死亡：三万円
2. 会員の親子・配偶者の死亡：一万円
3. 会員の入院：一万円
4. 会員の結婚：一万円
5. 会員及び配偶者の出産：三千元（出産毎）

第十五条(年度):

本会の活動(事業)及び会計年度は1月1日から12月31日までとする。

第十六条(会則の改定):

本会の会則は総会の決議無しには、之を改定することはできない。

2 改定及び変更等については総会出席者の2/3以上の賛成を必要とする。

第十七条(総会):

総会は、新年の活動初めに以下の要領にて行う。

1. 召集：会長が招集する
 2. 総会の成立：会員の1/4以上の出席および委任状を必要とする
 3. 議長：総会に出席した会員の中から選出する
 4. 採決：総会出席者の過半数をもって議決する
- 2 会長または役員会が必要と認めた場合および会員の1/5以上のメンバーが目的を書面にて提出した場合は、臨時に総会を開催できる。

平成27年1月4日(改定):

附則

この改正会則は、2022年1月9日から施行する。

この改正会則は、2023年1月8日から施行する。